　第７０号議案

　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１０月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長職務代理者

品川区副区長　　桑　　村　　正　　敏

　　　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

　品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年品川区条例第５９号）の一部を次のように改正する。

別表第２の８の項を次のように改める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ８ | 区長 | 子ども医療費助成事務 | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
|  |  |  | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|  |  |  | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）子ども医療費助成事務に係る個人番号の利用範囲を改める必要がある。